

## 東京湾沿岸に於ける漁村の生産用具

— 明治前期の鴨居村を中心に —

田 辺 悟\* 辻 井 善 弥\*\*

### Implements Used by Fishermen Who Lived Along the Coast of Tokyo Bay

— Kamoi Village and Adjacent Area at the Beginning of the Meiji Era —

Satoru TANABE and Zenya TUJII

This report concerns folklore of Kamoi Village and adjacent area at the beginning of the Meiji Era. Kamoi Village was situated at the entrance of Tokyo Bay and during the Edo Era it was noted for its catches of red snapper and octopuses. On studying the different stages in the improvement of the fishing tools found in this village, it was possible to determine how the villagers lived. The tools used to fish for octopus were especially studied. Some 258 fishing tools are found in the collection of Yokosuka City Museum. Some selected tools used by the fishermen of Kamoi Village are shown in the photographs.

#### 目 次

##### はじめに

- 第1章 鴨居村の生産構造
- 第2章 漁業生産の諸形態
- 第3章 漁業生産用具の史的考察
- 第4章 漁具の改良と変遷  
—特に蛸漁業について—

##### はじめに

時代の趨勢とはいえ、急速に都会化していく漁村の中に立って、われわれは微力ながらも伝統的な生活の遺産を守るために警鐘をうちつづけてきた。過去、数回にわたって実施した県内沿岸漁村の漁撈習俗緊急調査による記録、保存活動もその具体的なものの一つにほかならない。

しかし、残念なことではあるが、漁業を中心とする社会の歴史的遺産があまりにも大きく複雑であるがために、容易に漁村の全貌を浮彫りにできず今日に至っている。

中でも過去に於ける調査、研究でわれわれが痛感した点は、村に於ける生業を中心にした技術的変遷と、今まさに喪失せんとしている民具、あるいはすでに消滅してしまったがまだ再現できる可能性のある有形民俗資料をどのように結びつけて記録し、保存、活用していくかを考えなければならぬことであった。

過去に於ける庶民生活の歴史を具体的に再現できる民俗資料と、資料の持つ本質的な価値が充分に発揮されるためにそれを裏打ちできる豊富な調査資料とが立体的に結合できないものだろう

\* 横須賀市博物館 Yokosuka City Museum, Yokosuka, Japan

\*\* 横須賀市立武山中学校 Public school of Yokosuka, Takeyama Junior High School

原稿受理 1971年1月25日 横須賀市博物館業績第219号

か。

民俗資料はそれが生活の場で現役として用いたりしている時点に於ては、まことに生き生きしており、しかも多くの背景となる事実や技術の変遷を語ってくれても、それがいったん生活から遊離してしまうや、再現はまことに困難であり、資料としても多くを語ってくれない。

さきに、鴨居村については社会学的<sup>1)</sup>あるいは民俗学的調査<sup>2)</sup>が実施されている。それ故、われわれは諸先学の実績をふまえ、上述の民具との関連を主眼とした方法をもとに鴨居村をみれば、さらに具体的な歴史の足跡を探りえることになるのではないかと考える。

ここに鴨居村を選び、今後の地域研究のあり方を探るために、本稿では、まず第一段階として生業の問題から具体化していきたい。

第1に、鴨居村の生産構造を明治前期に焦点をおいて捉えたい。広い意味での生産構造は土地所有の史的背景を理解することから、漁業生産の直接の場となる漁場及び漁業権の問題を含めてみなければなるまい。しかし本稿では、生産暦を中心に据え、それを生業と結びつけることにより年間をとおして生産のローテーションをみていこうとするものである。

第2に、鴨居村の過去に於ける実態を明確にするため、漁業生産の諸形態にふれてみたい。江戸末期に於ける鴨居村は民家 275 戸といわれる<sup>3)</sup>が、明治9年の記録に漁業 210、農業 50、商業 50 とみえる<sup>4)</sup>。したがって明治前期に於ける鴨居村の生業は漁業中心にみていくことができよう。それ故、ここではまず漁業に於ける生産のあり方を探ることに主眼をおき、農業生産についての諸問題は今後の継続研究にゆずりたい。

第3に、漁業生産との関連に於て、漁具が生産の向上あるいは技術的変遷の中でどのように工夫され製造改善されていったかを民具を中心に具体的にみていきたい。ここに於ても漁業生産用具を中心に据え、農具については論をあらためたい。

また、村に於ける生産構造が問題にされる以上は、生産物の流通についても当然言及されなければならないが、今回は紙幅の関係もあり割愛することにした。

以上、本稿では江戸湾沿岸に於て発達してきた漁村の一例として鴨居村をみていくにあたり、その発展、継続を支えた生活の基盤である生業を民具との関連に於てみていくことにとどめた。

しかしながら次の課題として、今回あつかえなかった農業生産の諸点をはじめ、信仰、風俗慣習、社会生活等について、継続的にみていき、過去に於ける鴨居村の生活を明らかにしていきたい所存である。

注 1) 漁村実態調査報告「鴨居における沿岸漁業の調査」神奈川県 昭和 28 年

2) 「東京外湾漁撈習俗調査報告書」神奈川県教育委員会 1969 年

3) 新編相模国風土記稿「鴨居村」の項

4) 「神奈川県皇国地誌残稿」神奈川県図書館協会編 1963 年

## 第1章 鴨居村の生産構造

江戸湾を取り巻く村々は、近世初頭より江戸城下町の発達に伴って、その結びつきを強めると共に海との結びつきを強めていったとみられる。その結合の度合いは複雑多岐にわたるとしても、鴨居村は積極的に生産活動の場を海に求めたという結果になったことは事実である。その原因がどこにあったかを究明することは今後継続される課題だが、原因究明のための遠因、あるいは手懸りとなる素材だけは本稿に於てもみつめていきたい。

まず、明治前期の生産構造をみていくにあたり、1年間の生産暦を中心に生産活動の概要を明確にすることからはじめる。

鴨居村を総括的にみるため、まず漁業生産暦をみれば第1表に示した如くである。

第1表 鴨居に於ける漁業生産暦 新暦 (赤穂重蔵、石井石次郎、斎藤新蔵、石田保氏他の聞書による。)

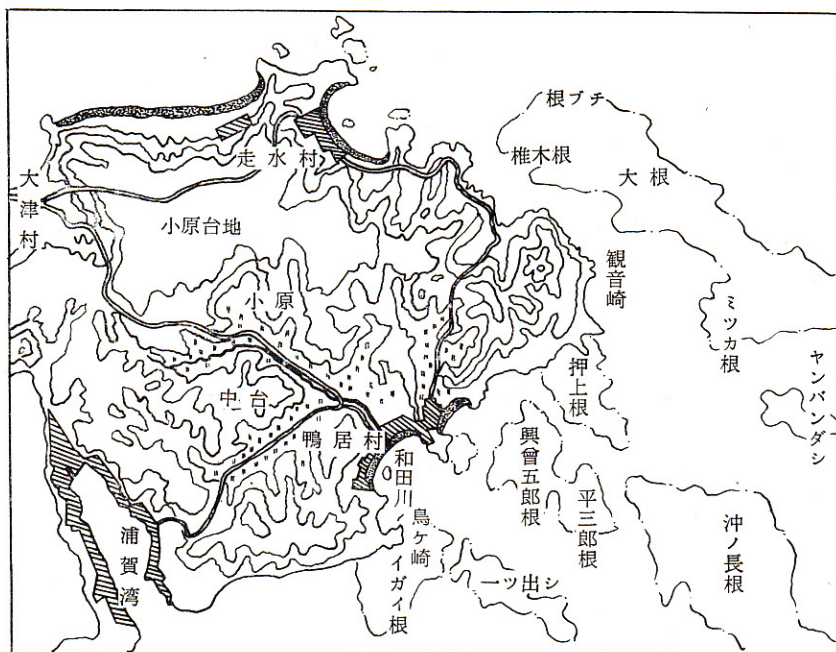
月別 主な漁種漁法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
鯛, 黒鯛				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	スミイカ, ヤリイカ, コウタイカ  大正より昭 和の初期ま で操業
鱸				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
烏賊			-----										
蛸釣			-----										
カワハギ				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
鯛				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
鯉				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
タチウオ			-----										
アイナメ	-----			-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
メバル	-----			-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
イナダ				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
キス				-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			
サワラ								-----	-----	-----			
鯛								-----	-----	-----			
延縄			-----		タイ		キス						大正の末期 まで操業
揚繰網			-----							-----			イワン, ボ ラ, コハダ スズキ, 鯛, 黒鯛
叩網	-----												スズキ, 鯛, 黒鯛
六駄網	-----												メバル
ゴロタ網				(タナゴ)	カワハギ	メバル	ベラ						
磯立網													磯魚, エビ
視突, 漁		若布						天草			サザエ		
エサ漁			ユムシ		ヒジキ								鯛釣りの餌
イシナギ (鯛)			-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----			千葉勝浦, 大島方面へ 出漁

漁業生産の質的な内容は大資本によって成立するようなものではなく、網漁業の中でも網子約 25 人程度で操業可能な揚繰網が筆頭で、他に延縄漁業、一本釣漁業など種類及び量的な内容は複雑である。

鴨居は、脇方、北方、宮原、東、腰越、三軒屋の 6 つの海付きの地縁集団と、農業専業に近い中ノ台、小原の二つの海に面していない地域より成立している。前者が所謂「浜もん」であり、後者が「岡もん」と呼ばれている所以である (第1図参照)。

漁業生産に於ては釣漁業が主体で、その中でも鯛、鱸、烏賊、蛸が中心で、明治前期から大正末頃にかけて鯛もかなり水揚げされていた。

第1表の生産暦でもわかるように鯛、黒鯛釣は周年に近いが 4 月より 10 月頃までが多く、中でも 7 月より 9 月にかけて最盛期であった。江戸時代から鴨居村の鯛漁業は、春から夏にかけて内湾



第1図 明治前期の鴨居村付近概要図及び「磯根」

にはいる鯛を漁獲し、また夏から秋口にかけて内湾をくだる所謂オチ鯛漁獲の時期まで、比較的長期間にわたって操業がおこなわれた。鴨居村は走水村と共に江戸湾口の咽喉にあたる地理的位置から鯛漁業には恵まれた条件をそなえていたといえる。

あるいは逆に、このような条件に恵まれていたために鯛釣漁業が発達したともみられよう。

鱸は4月の初旬より10月末までが漁期であったが、最盛期は6月より9月まで。烏賊はスミ烏賊とコウタ烏賊、ヤリ烏賊の種類があったが烏賊は12月より翌年3月にかけて漁獲された。蛸は周年をとおして釣れた。

その他カワハギは5月より9月にかけて、鯛は5月中旬より9月下旬まで漁獲されたが昭和初期以後、水揚げがなくなった。鯛は5月中旬より9月まで、タチウオは3月より12月にかけてだが最盛期は3月、4月であった。

アイナメ、メバルは1月中旬より7月末までだが最盛期は5月より7月頃。イナダは9月より翌年3月にかけて、特に寒い時期に漁獲量が多かった。キスは4月より6月までの約3カ月が漁期。サワラは7月から8月の夏期によく釣れた。鯛は8月下旬より12月までで、特に10月以後は漁獲が多かったが、大正末期以後、漁獲されなくなってしまった。以上は主に一本釣漁業により、漁獲されたものであるが、次に延縄についてみれば、延縄は鯛、キス釣が主で3月より10月頃まで。

網漁業は揚繰網が9月中旬より翌年3月まで。その主な漁獲物は鯛、ボラ、コハダであった。叩網は1月より10月頃にかけておこなわれたが、夏期が中心で鱸、鯛、黒鯛、タナゴ、ボラを主な漁獲物とした。

六駄網は小型の根網でメバルを主な漁獲対象とし、その他の磯魚も漁獲し、時期は1月より5月頃まで。磯立網は周年おこなわれた。ゴロタ網は4月より7月にかけてタナゴ、カワハギ、メバル、ベラを漁獲した。磯立網は周年おこなわれた。視突は潮のすんだ冬期にワカメ、サザエ、蛸などを主に漁獲し、裸潜水により夏は天草の採取もおこなった。

横須賀市鴨居3丁目2の5

白井ツル 聞書 66才

明治37年9月25日生

昭和45年(1970)12月23日調査

第2表 鴨居に於ける農業生産暦 新暦

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
主な農作物												
早稲(チョウハン)				—	—	—	—	—	—	—		
稲(チュウセイ) (農林22号)				—	—	—	—	—	—	—		
小麦	—	—	—	—	—						—	—
大麦	—	—	—	—	—						—	—
粟						—	—	—	—	—		
陸稲				—	—	—	—	—	—	—		
大豆						—	—	—	—	—		
小豆(アズキ)						—	—	—	—	—		
里芋			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サツマ芋			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三浦大根	—	—						—	—	—	—	—
ミノワセ大根					—	—	—	—	—	—		
カブ									—	—	—	—
人参			—	—	—	—	—	—	—	—		
牛蒡			—	—	—	—	—	—	—	—		
白菜									—	—	—	—
ネギ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
玉ネギ						—	—	—	—	—		
コマツ菜		春蒔	—	—	—			秋蒔	—	—	—	—
タカ菜(ツケナ)			—	—	—			—	—	—	—	—
ホウレンソウ			春蒔	—	—			秋蒔	—	—	—	—
构子菜(シャクシナ)		春蒔	—	—	—			秋蒔	—	—	—	—
キャベツ							—	—	—	—	—	—

エサ漁は、鯛釣の餌に必要なユムシを3月より10月頃まで「マンガ」を使用して採取した。また3月中旬より10月中旬にかけて、イシナギ釣や鯛釣に千葉県の上浦、白浜方面へ出漁することも多かった。

以上、ごく簡単に表面的ではあるが漁業生産についてふれてきたが、次に農業生産についてみれば第2表の如くである。ここでは生産暦をあげるにとどめ、詳細については論をあらため参考程度にとどめたい。

## 第 2 章 漁業生産の諸形態

江戸湾沿岸に位置する鴨居村の生業は、皇国地誌鴨居村の民業の項によれば「男 農業スル者五十戸、商業スル者五十戸、漁業スル者二百十戸、女 農間採薪スル者三百人、麻糸業トスル者二百人」となっており、大きく区分すれば、漁業生産を中心に、一方農業生産が営まれていたといえよう。

この章では、鴨居村の漁業生産物、及び漁業生産の方法、その操業規模などから鴨居村の漁業生産の形態を重点的に考察していきたい。

第 3 表は鴨居村の明治 28 年・32 年の魚種別水揚高を示したものである。

この表から鯛、鱸、烏賊、鰯、蛸、栄螺など約 30 種に達する多種類の魚介類が漁獲されていたことがわかる。

羽原又吉氏は日本漁業経済史（中巻二）第 21 章江戸湾漁業と維新後の発展の中で「旧幕時代の初期漁業は主として沿岸の魚介類並びに魚肥を目的とする鱸漁業が主たるものであつたが、幕末の頃になると、江戸を始め神奈川、横浜その他の各街道宿駅の発達と共に海産魚介類の消費経済も大いに発展してきたのと、魚肥の原料である鱸魚の廻游が漸く減少してきたため、少くも幕末期の湾内漁業は、その主力を江戸その他の都市の食用品生産に振向けることが有利になつてきた」と述べ

第 3 表 魚種別水揚高（鴨居漁業組合文書より）

漁 種	明治 28 年漁獲高			明治 32 年漁獲高		
	尾	尾	円	尾	尾	円
鰯 (ブ リ)	2,800	2,240	672	2,800	2,440	1,400
烏 賊 (イ カ)	280,000	12,600	3,780	250,000	10,000	8,750
鰯 (メバル)	65,000	780	1,625	65,000	780	520
鯛 (タ イ)	55,000	6,600	4,620	40,000	4,800	4,800
鯛 (コ チ)	8,000	480	240	8,000	480	320
ベ ラ	130,000	195	234	120,000	1,800	960
キ ス	120,000	600	300	100,000	500	500
鱸 (スズキ)	45,000	6,750	4,050	45,000	9,000	8,100
黒 鯛	20,000	1,200	480	20,000	1,400	1,000
タ ナゴ	65,000	1,300	1,625	65,000	975	480
ア マ 鯛	450	45	36	40,000	44,000	3,200
ホウボウ	2,500	87.5	35	20,000	700	500
ヒ ラ メ	450	135	47.3	2,000	600	400
皮 ハ ギ	2,200	132	26.4	10,000	600	350
サ メ	100	500	10	100	50	25
カ サ ゴ	1,800	36	7.2	5,000	100	65
ア ナ ゴ	1,300	26	6.5	2,000	40	30
蛸 (タ コ)	5,500	1,100	247.5	5,000	10,000	400
栄 螺 (サザエ)	25,000	1,000	50	40,000	1,600	200
鱈 (サ バ)	6,000	480	120	6,000	480	300
磯 海 老	500	30	6	1,000	60	20
鱈 (サワラ)	150	60	21	150	60	37.5
鱈 (ア ジ)	60,000	720	144	60,000	720	360
アイナメ	1,000	50	20	10,000	400	300
ヒ ジ キ		2	60		1,000	100
天 草		150	16.5		650	50

ている。

また「三誌録」<sup>1)</sup>の著者は、その浦賀誌録の中で、「鴨居ノ鯛ト云ヘバ音ニ聞エタ逸品デ総ジテ三浦郡ノ漁獲物ハ東京ニ送り出シテ都人士ニ賞翫サレテ居ル中就鴨居ハ昔カラ鯛ノ漁場トシテ遠近ニ聞エ且ツ旧幕府時代カラ屢々大奥ノ膳部ニ上ツタモノデ現時ニ於テモ東京ノ魚河岸ニテ唯一ノ珍味ナリトノ評アリ」と記している。

双方の引用文を考え、再び、第3表を分析してみると、表中に鯛の水揚高が示されていないことに気づく。

引用文に述べられている如く、幕末から鯛の廻遊が減少し、明治期に至っても増々減少の一途をたどったとも考えられるが、明治20年の鴨居漁業組合の文書によれば、内海粕製造業者として粕の仕事(鴨居ではアテンボといった)<sup>2)</sup>を行なった者13名の名が連ねてあり、各部落漁夫ともども連名の上、鯛の量り桶の大きさ、鯛価格のきめ方等の議定を行なっていることから考えると、廻遊魚故、年によっては相当の漁獲もあったと考えられる。

しかし、「幕末期の湾内漁業は、その主力を江戸その他の都市の食用品生産に振向けることが有利になってきた」ことを裏付けるべく、鯛、鱸等の高級魚が漁獲においてウエイトを占めていたことが第3表から読み取ることができる。

そして、江戸前の新鮮な魚として、明治期においても東京の魚河岸にその珍味を披露したことも疑いのない事実であろう。

さて、つぎに、これらの漁獲生産物は如何なる方法によって漁獲されていたのか、漁業方法について考察してみたい。

幕末の江戸内湾の漁業については、文化13年の神奈川浦会合によって、手繰漁、六人網、地引網、大長網、張網、罾網、籠網、ころばし網、鯨網、繩船漁、貝桁網、あびこ網、鯛網、肥取網、鰯網、こませ流網、海鼠漁、飛魚網、釣船、小網、貝類巻、鵜繩網、貝藻取、視網、鮑漁、鱈搔、三艘張網、小貝桁網、揚繰網、八田網、歩行網、たいこんぼう網、たたき網、投網、藻流網、小晒網、鰯網の38職が議定されたことはここで新たに述べるまでもないことであるが、この38職は明治に至っても旧慣行として内湾漁業に引きつがれていた。しかしこれは内湾一般に通ずる漁職であるから、鴨居において全部営業されていたわけではない。

明治10年の入会関係文書及び地先漁業権免許(明治36年)<sup>3)</sup>から鴨居で行なわれていた漁職をみると、鯛繩、鱸繩、カサゴ繩、魴鯉繩、鯖繩、磯メ繩、シャコ繩、三艘張網、小ザラン網、根網、ゴロタアミ、ロクダアミ、ヒラマアミ、手繰網、小釣職、鯉バリ網、サヨリ釣、タコツリ、餌サ引、タタキ網、魴船(4ヶ所のみに限る)、鮑漁業、ぐみこぎ網、サザエ漁業、かじめ漁業、和布漁業、鹿角菜漁業、鹿尾菜漁業、石花菜漁業、いぎす漁業、海鼠漁、海苔、青海苔、肥料藻漁業である。

以下第3表における漁獲魚種と関連させながら、主なる漁法について具体的に考察を加えてみたい。

先にもふれたように、鴨居における主たる漁業生産物は、鯛、鱸、烏賊、蛸等であるがこれらの魚種は主に一本釣によって漁獲されたと思われる。

第4表は、昭和16年12月、浦賀水道航行禁止に関する調査報告書(鴨居漁業組合文書、報告書には、漁業者氏名ごとに漁業種類、漁期、漁業期間、漁業日数、漁場、船の種類、動力付馬力数、乗組員数が記されている)から分類した鴨居漁業の操業規模及び種類を示したものである。

この報告書が出された昭和16年は太平洋戦争の勃発期であり、第3表の魚種別水揚高を調査した明治28年と結びつけることは問題があると思うが、明治期のこの種の資料を欠くため、止むを得ず利用した。これからみると、鯛、鱸、烏賊、蛸の一本釣漁業者が全体109隻の操業船のうち65隻をしめている。そして、漁業者数では81名を占めている。乗組員数をみると、1隻に2人乗

第4表 鴨居漁業の操業規模 (昭和16年浦賀水道航行禁止に  
 関する調査報告書より作成)

No.	漁業種類	漁 期	1ヵ月平均 出漁日数	漁 場	操業船数	乗組員数
1	タイ, スズキ, イカ, タコ釣	タイ, スズキ 4月~10月 イカ, タコ 11月~3月	20日	第3海堡~鴨居沖 松輪沖	65	2人が26そう 1人が29そう
2	イカ, タコ釣	タ コ 1月~12月 イ カ 12月~3月	20日	鴨居沖 第3海堡付近	27	1人
3	小釣, イカ, タコ釣	1月~12月	20日	鴨居沖	7	1人
4	叩 網	1月~12月	20日	鴨居沖地先	4	8人
5	覗 突	1月~12月	20日	地先一円	3	2人が2そう 1人が1そう
6	タイ, スズキ イカ, タコ釣, キス繩	イカ, タコ 12月~3月 キス繩 4月~11月	20日	鴨居沖地先	2	2人
7	イカ, タコ釣, 磯建網	イカ, タコ 4月~11月 磯建網 3月~10月	20日	鴨居沖地先	2	2人
8	キス繩, タイ繩, タコ釣	キス繩, タイ繩 3月~10月 タ コ 11月~3月	20日	第3海堡 観音崎附近	1	2人
9	揚 線 網	10月~3月	20日	森町より沖 松輪まで	1ヶ統	28人
10	イカ釣, 叩網	イ カ 12月~3月 叩 網 1月~12月	20日	第3海堡 松輪沖, 鴨居地先	1	4人
11	小 釣	1月~12月	20日	鴨居地先	1	1人
12	叩網, 磯建網	磯建網 4月~10月 叩 網 10月~3月	20日	鴨居地先	1	2人
13	磯 建 網	4月~10月	20日	鴨居地先	1	1人
14	イカ釣, 磯建網	イ カ 11月~3月 磯 建 3月~10月	20日	地先~大津浦	1	1人
15	タコ釣, 磯建網	タ コ 1月~10月 磯 建 11月~1月	20日	鴨居地先	1	1人
16	タ コ 釣	1月~12月	10日	鴨居地先	1	1人

組み操業している漁船数が26隻, 1人乗りの漁船数が29隻となっているが, 当時の社会状況を考慮すれば, 明治, 大正期においては漁業者数は多かったことも想像される。従って鯛, 鱸等の魚種は主に一本釣によって漁獲されたものであることは疑う余地がない。

次に聞書を資料として, 一本釣の操業状態についてふれてみたい。鴨居に於ては釣職専門の漁業者は脇方に多い。勘を必要とする一本釣は, 幼時からその技術を修得することを要求され, そのため就学も出来ず, 釣の技術を親達から見習ったようである。

鯛, 鱸の最盛期は5月から10月頃までで, この時期はこれら一本釣漁業者の最も多忙な時期である。一本釣漁船は, 長さ4間から4間4尺ぐらい, 幅は4尺ほどの極めて小型のものであった。この船に2人, あるいは1人乗り込み, 漁場につくと漁船を潮流に委せつゝ, また潮流が強いとき



は櫓をこぎながら、エビやイカを餌として釣りを行なった。

一本釣漁業者にとって、冬から春さきにかけて、また秋口から冬にかけては漁獲の少ない時期である。しかしこの時期にヤリ烏賊がつれた。暮れにヤリ烏賊の豊漁がある年は良い正月が迎えられたという。

このヤリ烏賊も、初午の頃になると釣れなくなる。従って明治期から大正期にかけて、伊豆大島や、千葉方面へ出稼ぎに出た。

大正 7, 8 年頃には鴨居で 30~40 隻程が出漁したという。これらの船は出漁先で宿をとったり、また船で寝泊りして 2 カ月近く操業した。主に出漁先では鯛、またはイシナギの大物釣も行なった。

このように一本釣のみで生きる漁業者は、危険をおかしてまで出漁したのである。

一本釣漁業者は、鯛、鱸、烏賊等だけではなく、これら的高级魚が釣れない時は、蛸、アイナメ、カサゴ、コチ、カワハギ、ヒラメなども漁獲した。

特に鴨居においては蛸の漁獲高もかなり多いが、ほとんど釣りによって得たものである。しかし蛸釣は、一本釣漁業者間では、年寄りの行なうものとして、若い者はあまりやらなかったという。若い衆は先に述べたように千葉、大島方面への出稼ぎに行ったのであろう。

鯛、鱸の漁獲は一本釣の外、延縄でも漁獲された。しかし鴨居においては第 4 表に見る如く延縄漁業者、特に鯛縄は極めてすくない。

また、鯛を漁獲する網として、38 職の中にも見られる、鯛こんぼう網がある。この網はたいこかつら網ともいうが、鴨居において明治初期に操業されたことは、次の文書(鴨居漁業組合文書)から知ることができる。

#### 入 置 申 対 談 証

一、私共所持かつら網之義漁業渡世一統妨ケ= 付皆止ヲ可至段村方より掛合受然ル処創業入費茂相掛難決仕候= 付器械買揚被成度段依頼致候処採用之上右買上代価= 換明八月一日より三十日之間勝手次第漁業致跡皆止可致趣御承知被下忝承諾致右日限相立以上ハ器械取崩向後願ケ間敷義決而致間敷候依之証書差入申処如件

明治九年七月三十日

小前総代 御中

赤穂七左衛門 ㊦  
赤穂七郎兵衛 ㊦  
赤穂長太郎 ㊦  
赤穂戸右衛門 ㊦  
村田庄右衛門 ㊦  
石田八五郎 ㊦  
石田弥右衛門 ㊦  
二本木又右衛門 ㊦

この資料から、たいこんぼう網は北方の赤穂一族ら 8 名の漁業者が共同で所持していたことがわかる。

また、たいこんぼう網は一本釣漁業者を妨害し、それらの漁業者の突き上げによって、鴨居浦では当時この網が禁制になっていたことも判明する。このことは、鴨居浦では一本釣漁業者が当時かなりの発言権を持っていたことをも裏づけることではなからうか。網ではその外、六人網がある。網の規模は比較的小さく、昔は 6 人(1 隻つき 3 人)でも出来たため、この名称があるともいう。内湾 38 職の中にもある通り、江戸期に操業されていたものであるが、漁船は特に専用化したものではなく、夏から秋口にかけて、主に鱸、鯨、ボラなどを漁獲する。六人網に関しては漁業組合文書の中に次のようなものがみられる。

## 証

一、今回拙者共漁具六人夏網相求候ニ付買代価差支貴殿ニテ金百円無利子ヲ以借用致約定左ニ  
 一、金百円無利足ニシテ借用ヲナシ濟方ハ採魚売高ヲ以速ニ返却シ仮令金額返済ノ后ニ至ル共採  
 魚ハ他売致サズ急度高橋勝七江無利子恩分ヲ以売渡スベシ違約スルニライテハ廃止職ヲ約定ス  
 前額急度確守可事

明治十一年七月十二日

網主	赤穂戸右衛門	㊦
同	赤穂七左衛門	㊦
同	赤穂七郎兵衛	㊦
保証人	赤穂長太郎	㊦
同	二本木又右衛門	㊦
同	青木弥四郎	㊦

## 高橋勝七 殿

これからみると、赤穂一族が明治九年に、たいこんぼう網をはじめ、一本釣漁業者の突き上げに  
 よって止むを得ず中止をした、ところが赤穂一族が2年後に、こんどは資金100円也を以後の採魚  
 売高と完済後の五十集勝七への特約権を担保にして借用して六人網をはじめていることがわかる。

無利足の代償として網元と長く結合する五十集の経営のあり方をうかがい知ることも出来る。

六人網は、たいこんぼう網と異なり、鯛などを主に漁獲する網でなかったため、一本釣漁業者の  
 妨害にはならなかったであろう。

明治時代操業されていた網として、その他に八駄網がある。網元は北方の石田音次郎氏で、所有  
 形態は個人である。

鴨居においては割合規模の大きな網で、網船（五挺槽）2隻に各6~7人が乗り込み操業し、主  
 に鰯、鯨を漁獲したものである。

この網はその後改良されて、揚繰網に発展する。揚繰網が鴨居に導入されたのは大正末頃と思わ  
 れる。許可願からみると、網元は石田音次郎外2名である。

網船2隻、手船1隻、曳船1隻で1ヶ統をなし、従事した漁業者数も30名近くで、八駄網より  
 一段と規模は大きい。

操業は主に9月中旬から3月まで中心におこない、漁獲物は、主に鰯、鯨、鱈、鱒などである。

従って冬場には漁獲のすくない時期であるので一本釣漁業者や延縄漁業者、または磯建網や叩網  
 の漁業者が乗ることになった。

賃金形態は先づ骨代（骨折り賃という意味）として水揚の100分の1宛を乗るに分配し、その骨  
 代を差引いた残額から、網元は3割をとり、残りの7割から船、網の費用を差引き、その残りを乗  
 子分として均等に分けた。

所持ちは乗代と共に骨代まで家計の中に入れてしまいが、若い衆にとっては、乗代だけ家に入  
 れて、骨代が小使いになるので乗子稼ぎは魅力のあるものであったという。

鴨居村内から乗子を調達するには、骨代という賃金形態が必要であったのであろうか。

その外、網では第4表にみる如く、叩網、磯建網などがあるが、極めて規模は小さく、釣職と兼  
 ねている場合が多い。江戸から明治にかけては、小晒網が行なわれていた。

小晒網は鰯を専門にとる流し刺網で、鰯の廻遊がまだ多かった江戸期には鴨居でも盛んに使用さ  
 れたが、鰯の漁獲が減少してくると使用が制限されるようになった。

手繰網も一本釣漁業者や延縄の漁業者が、鯛の餌であるエビを取る目的で行なわれたもので、専  
 用船はなく、操業も2人でおこなう小規模のものである。

以上鴨居の漁業形態を考察してきたが、漁法やそれにとりなう漁業生産物は多種多様である。しかしその中でも、鯛、鱸、烏賊、蛸の生産物を主にする一本釣が主流をなし、地域的には、その漁業者は脇方部落に集中存在し、鴨居村の漁業について強い発言権も有していたことがいえよう。

一方、少数ではあるが、北方を中心として網元層が存在し、鴨居の零細漁業者層を乗子とし、半封建的な漁業形態を維持していたといえよう。なお、皇国地誌の語る明治初期の持舟数は、漁家 210 戸に対し、漁船 180 隻と書かれ、小舟 1 隻をも持たぬ漁家も存在したことも付言しておきたい。

- 注 1) 小上馬氏著、横須賀市資料室にその写がある。1910 年  
 2) 鯛ノ粕製造業は当てはずれがあるところから、このように称したといわれる  
 3) 鴨居漁業組合所蔵文書の資料

### 第 3 章 漁業生産用具の史的考察

鴨居村に於ける漁業生産は、多種多様な漁法にささえられて発展してきたとみることができる。しかしその特徴は、一本釣漁業ないしは延縄漁業という技術的熟練を必要とする漁法が母体であったようにみうけられる。

明治前期より主に漁獲された漁種は鯛、鱸、烏賊、蛸、鰯などであることが前掲の第 3、第 4 表からもうかがわれる。これらはいずれも釣漁業を主体として漁獲されるものであった。

まず、鴨居村における明治前期までにおける多種、多様な漁業生産用具について、一応、歴史的背景をここで整理することからはじめておこう。

#### (1) 近世に於ける漁業生産用具

一時期に於ける漁村をみても漁業生産用具は多種多様であり、それがまた時代の発展と共に変化していくため、さらに複雑な変遷をたどる。しかし、漁村をみていくには経済活動を支える漁業の生産手段がなんであるかをまず明確にしなければなるまい。

そこで第 1 に、江戸時代以後、鴨居村に於てどのような漁具が使用され、如何なる漁獲物が採取されたかを史的に明らかにすることからはじめる。それに、規模もみていきたい。

いまのところ、鴨居村の漁業を具体的に考察するための史料に恵まれないが、周知の通り江戸内湾に於ける海付の村々は文化 13 年「神奈川浦会合」<sup>1)</sup>以後、所謂「江戸湾漁猟大目 38 職」の制限漁業による枠内での操業となり、この結果、湾内に於て一応は制限された範囲で漁業がおこなわれるようになったことは事実である。第 5 表参照。

文化 13 年以後、この漁業制限が内容的に多少変化することは、時代、地方によってみうけられる。その相違は万延元年の「古職業書上帖」<sup>2)</sup>によっても明白である。

しかしながら、多少の相違と例外はあっても文化 13 年内湾漁猟 38 職に比較して、貝類巻、投網、こませ流網、小具桁網の 4 職がみえないだけで、その他は記載こそちがいが、同じ漁業であることに相違ない。

さらに、文久 2 年にまとめられた「内湾漁猟 38 職書上」(第 5 表参照)も貝類巻、投網、罾網、小具桁網の 4 職を除いては全て出そろっているし、鴨居村も連印しており、小具桁網については「品川漁師町ニテハ小桁ト唱ヒ候儀具書上度旨談有候得共右者新規儀具ニテ私共浦々ニテハ更存不申依……」<sup>3)</sup>と付言している。

斯様に見てくると、明治以前に於ける鴨居村の漁業生産用具は具体的に個々の史料を欠いても総合的にみて、上述 38 職の範囲内に於てまず把握することができる。

#### (2) 明治前期の漁業生産用具

明治政府の誕生以後、漁業制度改革が実施され、明治 8 年 2 月太政官布告により所謂「海面官有

第5表 38職漁業比較一覧表

No.	文化13年 内湾漁猟38職	万延元年 古職漁業書上帖	文久2年 内湾漁猟38職書上	明治19年 東京湾漁業組合
1	手繰網(うたせ)	○	○	○
2	繩 船 漁	釣 職 一 色	釣 職 一 色	○
3	小 網	小 網 職	小 網 職	○
4	揚 繰 網	アグリ網	あぐり網	アグリ網漁
5	六 人 網	○	○	六人網漁
6	貝 桁 網	貝 桁	貝 桁	貝桁網漁
7	貝 類 卷	—	—	○
8	八 田 網	○	○	ハチダ網漁
9	白 魚 網	シラ魚網	しら魚網	白魚網漁
10	あびこ網	アビコ流	あびこ流	アビコ網漁
11	鵜 繩 網	鵜 繩 船	鵜 繩 船	鵜 繩 漁
12	歩 行 網	カチ引網	かち引網	カチ網漁
13	地 引 網	○	○	地引網漁
14	鯛 網	鯛繩但し網職一色	鯛網但し繩職一色	鯛 網 漁
15	貝 藻 取	貝 草 取	○	○
16	たいこんぼう網	タイコンボウ網	○	タイコンボウ網
17	丈 長 網	○	○	丈長網漁
18	肥 取 網	コヒ取網	こひ取網	肥シ取網
19	覗 網	ノゾキ猟	のぞき網	覗 漁
20	たたき網	タタキ網	○	タタキ網漁
21	張 網	○	○	張 網 漁
22	鱈 網	ボラ網	ぼら網	鱈 網 漁
23	鮑 漁	○	○	○
24	投 網	—	—	投 網 漁
25	罾 網	○	—	ヨツ手網漁
26	こませ流網	—	鯛 網	糠魚流網漁
27	鱧 搔	○	鰻 搔	鰻 漁
28	藻 流 網	藻流し網	○	藻流網漁
29	鱈 網	サワラ網	さわら網	鱈 網 漁
30	海 鼠 漁	海 鼠 猟	○	○
31	三 艘 張 網	○	○	三艘張漁
32	小 晒 網	コザラシ網	こざらし網◎	小晒網漁
33	ころはし網	コロバシ	ころはし	コロバシ網漁
34	飛 魚 網	トビ魚網	とび魚網	鱈 網
35	小 貝 桁 網	—	—	小貝桁網漁
36	鰯 網	イナダ網	い nada 網	イナダ網漁
37	鱈 網	コノシロ網	このしろ網	鱈 網 漁
38	釣 船	竿小釣職	竿小釣職	釣 漁

○ 印は文化13年内湾漁猟(江戸湾漁猟大目38職)と同じもの。

◎ 本牧ヨリ江戸前ハ不相成。

— は該当なきもの。

宣言」がおこなわれた。翌明治9年7月太政官達をもって「各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シン営業取締ハ可成従来ノ慣習ニ従ヒ処分可致……」となり、近世以後の慣習をここに継続する結果になったとみてよいだろう。

明治10年、鴨居村の「漁業仕来り為取替証」<sup>4)</sup>によれば第6表にみられる如く魴・漁を含めて21職の漁法を、八幡久里浜村、大津村、長浦村、浦郷村との入会に於て実施していたことが明確である。また同年「為取替申証書之事」<sup>5)</sup>に、タイコカズラ網職、海土、鮑漁等も散見されることから第6表に於て鴨居村全ての漁種あるいは漁法とみることが躊躇であるが、これを他村と比較、あるいは前掲第3表に於ける漁種との関連に於て大きな隔たりはないとみてよいだろう。

明治政府の漁業制度改革後、内湾に於ても旧慣の枠にささえられた漁業が継承されてきたとみられるが、明治17年11月、農商務省達「同業組合準則」に準拠して組合を設置する気運が高まり、明治18年におよんで「東京湾漁業組合」規約ができあがった。

明治18年5月17日の「東京湾漁業組合規約」に於ては第1章第1条に、当組合ハ相模・武蔵・上総・下総四ヶ国ニ連ル沿海漁業者ハ公益ヲ謀ル為メ組織スル者ナレバ、之ヲ東京湾漁業組合ト称スと定め、第2章第5条で「内海ノ漁職ハ三十八職ト定メ、之ヲ適当ノ良職トス、故ニ一村已上ヲ利スル為メ、容易ニ之ヲ変更スルヲ得ス」として規定している。更に漁法については第6条で「漁法三十八職の外、新規開業ハ勿論、漁具ヲ改良シテ漁業ヲナサント欲スル者ト雖モ、其就業前、東京湾漁業組合ノ承諾ヲ得サレハ、営業スルヲ得ス」と規制し、ここでも文化13年以後の伝統的な旧慣漁法だけに規制していく方針が明確にうちだされている。鴨居村も従来通り加盟し、浦賀町、鴨居村右二ヶ村の総代として畑秀記が連署にみえる<sup>6)</sup>。

この明治18年に設置された「東京湾漁業組合」は上述の如く明治17年11月農商務省第37号達同業組合準則に準拠して組合を設置したもので、翌19年5月農商務省令第7号「漁業組合準則」の規制が制定された結果、同年「東京湾漁業組合更正規約」がつくられた。

漁業組合準則に於ては組合の規約に「捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事」、「漁具漁法及採藻ノ制限ヲ立ツル事」、「漁場区域ニ関スル事」を規定することを要した。而もこれ等の組合は殆ど例外なく旧慣を遵守すべきことを強調<sup>7)</sup>したのである。

それ故、「東京湾漁業組合規則」に於てはまず第1条で「東京湾は旧慣ニヨリ、神奈川県下相模国三浦郡剣崎ヨリ、千葉県安房国平郡洲ノ岬へ相對スル、以北1府2県下（神奈川、東京、千葉）ニ連ル内海ヲ総称シテ、東京湾トス」と定規し、第31条で漁職についてあっかい「漁職ハ旧慣ニ因リ、予メ38職ト定ム、其職名左ノ如シトナス」（第5表参照）と規定、明治21年8月30日に「東京湾漁業組合連合会」<sup>8)</sup>も発足した。

その後、明治24年に組合規約は更正され、名称も「東京内湾漁業組合」となった。その第1条に「……神奈川県相模国三浦郡千駄崎ヨリ、千葉県上総国天羽郡竹ヶ岡村大字萩生ニ相對スル北ノ内、漁業者ヲ以テ組織シ、其名称ヲ東京内湾漁業組合トス」と規定。第29条に「漁職ハ旧慣ニヨリ予メ38職ノ外ハ勿論、仮令具ノ改良ト雖モ、当組合ノ決議ヲ經サレハ、之ヲ使用スルコトヲ得ス」と付言している。

このように明治前期の漁法は、江戸内湾漁業の旧慣38職を継承したとみられるが、その間にも可也の紆余曲折があったことはみのがせない。

すなわち、明治14年3月29日、東京府、神奈川県下の主たる沿海村の戸長乃至漁民総代は神奈川県に集会し契約証<sup>9)</sup>を協定した。

その第2条に「職業ノ儀古来より確定スル漁具38職と相定め」と明示されたが、同明治14年12月11日には内湾組合漁獵38職明細書を出すに至った。その理由は「明治14年羽田村外二ヶ村小晒網禁止願」<sup>10)</sup>（小晒網漁業難渋願）等に見られる如く、内湾にて手繰網、六人網、三艘張網等

第6表 明治10年に於ける漁法

No.	明治10年 鴨居村	明治10年 八幡久里浜村	明治10年 大津村	明治10年 長浦村	明治10年 浦郷村
1	鯛 縄	○			
2	鰯 縄	○			
3	カサゴ縄	○			
4	魴 鰯 縄	○			
5	鯖 縄	○			
6	磯 メ 縄				
7	シャコ縄				
8	三艘張網		○		三艘張
9	小ダラン網	○	○		小サラシ網
10	根 ア ミ	○	○		
11	ゴロタアミ		五郎太網		
12	ロクタアミ		六人網		
13	ヒラマアミ		白マアミ		
14	テグリアミ				手操網
15	小釣職	○			小釣
16	鯆バリ釣	○			
17	サヨリ釣	○			
18	タコツリ	蛸 ツ リ			蛸 釣
19	餌 サ 引	○			
20	タタキ網職				
21		イ カ 釣			
22		コ マ セ 引			
23		イ ナ ダ 網			
24		ハ チ ダ 網			
25		鮑 漁			
26			地 引 網		
27			鯧 鰯 ア ミ		
28				あ 操 網	あ 操 網
29				四人引網	四人引網
30				石コロタ網	石コロタ網
31				船藻地引網	
32					イ ナ 網
33					小 網
34					平 貝 堀
35					海 松 貝 突
36	魴 舳 漁				
備考	○印は鴨居村と同じ漁法によるもの (明治10年7月9日) 鴨居漁業協同組合所蔵文書「漁業仕り為取替証」より作成				

(注) ◎鴨居村の魴舳漁は「是は従来之通り、八幡久里浜村拝借海面ノ内、明神山岸通り、字平島、イカイ島、笠根、大取根ノ四ヶ所に限り相働キ」とあり。  
◎浦郷村は「ただし蝸縄禁」とある。

第7表 38職漁業に於ける漁具及び漁法

明治14年内湾組合漁業38職明細書			明治24年東京内湾漁業組合規約38職(29条)		
No.	漁職の名称	捕魚採藻の季節並漁具漁法採藻ノ制限	漁職の名称	捕魚採藻の季節並漁具漁法採藻ノ制限	
1	手繰網	此漁ハ季節無之、漁夫2人乗ヨリ3人ニ至ル、網幅6間、丈8尺ヲ用ヒ、網30尋ヨリ40尋ニ至ル、其時ニ寄り、小間目・広目網88節ヨリ25節ニ至ル、昼夜ニ不限働ク、袋長サ3間、同幅式間半、小袋長さ5尺、幅2尺5寸、両脇ニ一トツツケ	手繰網	此漁ハ季節無之、漁夫2人ヨリ4人乗リニ至ル、網巾6間、丈8尺ヲ用ヒ、網30尋ヨリ200尋ニ至ル、網目ハ鯨1尺(以下尺度ハ之ニ倣フ)ニ付9ツ目ヨリ25目ヲ用ヒ、袋長サ3間、幅2間半、小袋長さ5尺、幅2尺5寸、両脇ニ一トツツケ、昼夜ニ限ラス風帆ヲ使用ス	
2	繩船漁	此漁具ハ、船一艘ニ付枠式拾個ヲ用ヒ、繩ハ120尋ヨリ300尋迄、尅尺ヨリ15尋迄ノ間ニ釘尅本ツツヲ垂ル、季節無之シテ、其時ノ漁業ニ依リ用	繩船類一式	此漁ハ船1艘ニ付2人乗乃至4人乗迄、一針70尋ヨリ300尋迄、1尺ヨリ15尋迄ノ間ニ、釣針1本ツツヲツケ、季節無之使用ス	
3	小網	此漁具ハ、夏4月ヨリ6月迄、冬9月ヨリ12月迄ニシテ、乗組式人但シ、網長25尋、丈2尺、網数30反ヨリ100反マテ、細目大小	小網一式	此漁ハ2人乗乃至4人乗迄、網1反ニ付14間ヨリ30間ニ至ル、丈2尺5寸ヨリ1尺5寸マテ、30反ヨリ200反迄1艘ノ使用トス	
4	白魚網	此漁季節ハ、立春ヨリ日数60日間ニテ、漁夫2人乗ニシテ、網長6尺、幅4尺、網14枚船一艘ト定ム	しらを網	此漁季節ハ1月ヨリ5月迄ヲ限ル、漁夫2人乗、網長6尺、幅4尺、網14枚、タテ網ト云フ、又、船1艘1人乗ニテサデトイフ器機ヲ用ユ、サデハ幅9尺、長さ5尺5寸右二種ヲ用ユ	
5	貝桁漁	此漁具ハ、網長1尺、幅4尺、且鉄爪附桁四角木幅5尺ニシテ、爪長1尺5寸、尅挺ノ爪ヲ20本ヲ用ヒ、網目1寸	貝桁漁	此漁ハ網長1丈、幅5尺、桁堅1尺5寸、幅4尺、鉄爪長1尺5寸、一挺ニ付爪20本、網10目、麻細藁網ヲ用ユ、又、鉄ニテ、長4尺、幅1尺5寸、麻網方4尺ニツケ、麻細ニテ用ユ	
6	貝類巻	此器機ハ、竹ノ目籠丸サ5尺ヲ以テ、鉄ノ爪ノ長6寸ニシテ、舟中ニテ轆ニテ繩ヲ以テ巻揚ル、且越巻ハ人夫ニテ用ヒ、器機同断、季節毎年曆11月3日ヨリ翌年3月マテ	貝巻漁	此器機ハ、目籠丸サ5尺ヲ以テ、鉄爪ノ長6寸舟中ニ轆ニテ繩ヲ以テ巻揚ル、且ツ、腰巻ハ人夫ニテ用ヒ、器機同断、季節及採取籠目等ハ、各地方價ニヨルヘシ	
7	鵜繩漁	此器機ハ、鵜ノ羽根ヲ麻繩ニ付、船ニテ引上ゲ、張網ヲ用ヒ、但季節ハ2月ヨリ9月マテ、但船2艘ニシテ、一艘ハ2人乗都合6人ナリ	鵜繩漁	此器機ハ、木ブリヲ麻繩ニ付シ、船ニテ引揚ケ張網ヲ用ユ、稼場ハカイ立ノ所ニ限ル、季節ハ2月ヨリ11月マテトス。但シ、船4艘ヲ使用ス、1艘ニ付漁夫3人乗ナリ	
8	歩行網	此器機ハ、木具ノアバヲ以テ、網ヲ張曳事、鵜繩網同断、船乗但同断、網目ハ季節ニ依リ用ユ	かちうな漁	此器機ハ、木ブリを麻繩ニ付シ、船ニテ引揚ケ、歩行ニテ張網ヲ用ユ、但シ、季節ハ前同断	
9	六人網	横惣長サ140間、丈17間、桐ノ木アバ5間50枚程付、金イヤ150付、此ノ網目1尺ニ付28廻リ10目ノ儀ニ付、1尺ニ付10廻リ	六人網	此漁ハ網長150間、丈30間、網目鯨尺ニ付14目ヲリ10目ヲ用ヒ、桐アバ鉛岩ヲ附ス	
10	安クリ網	此漁具ハ、網横長百間、丈25間、アバ数三間、50枚イヤ数120、此ノ網1尺毎ニ28廻リ、10目網1尺ニ付20廻リアバ行150尋、イハ行150尋	あくり網	此漁ハ網長250間、丈45間、網目鯨1尺ニ付14目乃至10目ヲ用ユ	
11	地引網麻網	深サ5尋ヨリ荒手ノ方ニテ、3尋奥1尺20目1尺ツツ網袋目20廻リ、長4間、口差渡シ3尋、1網ニ付三艘掛也、季節ハ4月ヨリ10月迄	地引網	此漁ハ網長400間、丈15間、網目ハ8ツ目乃至14目、袋尻網目18目、袋長5間、歩行ニテ引ク、其土地ニヨリ、網目大小アリ、船三艘ヲ使用ス、但シ、陸引、船引等アリ	
12	ハチダ網	長13間、幅6間、網目1尺ニ付27目、船式艘都合16人乗、アバ60重リ、鉛30引延	はちだ網	此漁ハ網長25間、12艘、人夫16人乗、網目鯨1尺ニ付14目トス。但シ、網目30目	

## 第7表 つづき

明治14年内湾組合漁業38職明細書			明治24年東京内湾漁業組合規約38職(29条)	
No.	漁職の名称	捕魚採藻の季節並漁具漁法採藻ノ制限	漁職の名称	捕魚採藻の季節並漁具漁法採藻ノ制限
12	ハチダ網	シ、海老ヲ漁ス、季節8月ヨリ9月迄用ユ	はちだ網	ヲ用ユルハ、ヒシコハチダニ限ル
13	鯛網	当時休業	鯛網	此漁ハ網長30間、丈2尺、網目鯨1尺ニ付4ツ目、漁夫3人乗ナリ
14	タイコンボウ網	網長サ凡片網200尋、木製ノブリ長サ1尺、幅1寸、片網へ6間程付、網袋長サ5間、横4間、袖15尋、桐ノ木アバ24枚程、土イヤ付網ノ目10日8ツ目	たいこんぼう	此漁ハ網長7間、丈16間、袖15尋網目鯨1尺ニ付10日ヨリ8ツ目迄、桐アバ及土イヤ用ユ、網長250尋ヨリ500尋マテニテ、木ブリヲ付ケ用ユ、但シ、根上及平引ノ業ヲナスヘカラス
15	イナダ網	網長サ100尋、幅5尋、桐ノ大アバ5寸間ニ付、網目4寸目	いなだ網	此漁ハ網長200尋、幅5尋、木アバ5寸間ニ付ス、網目3寸5分ナリ
16	貝藻取	此器機ハ、長6尺位ノ棹ヲ付藻ヲ切ル事、季節ハ6月ヨリ8月迄ニ限ル	かひも取	此器機ハ、長6尺ノ棹ニテ、藻ヲカキ切ルフ、季節ハ5月ヨリ8月迄ニ限、又三本爪鉄熊手柄ノ木棹ヲ付、玉ヲ取ル
17	覗網	此器機ハ、小船ニテ何人モ乗組、長2間位ノサヲニ3本ノ鉄釘ヲ打、魚ヲ突付ルナリ	のそぎ漁	此器機ハ小船ニテ何人モ乗組、長サ2間ヨリ6間迄ノ棹へ、三本ノ鉄釘ヲ打付ケ、魚貝ヲ突取ルナリ
18	丈長網	此器機ハ、網長10間、堅7尺網5張ヲ繋ギ、水中へ沈マセ、木製ノアバ長1寸8分土イヤヲ用、網目34日ヨリ21日ニ限レリ	たけなか網	此漁ハ網長10間、丈7尺網5張ヲ水中へ沈マセ、木製ノアバ長2寸、土イヤ用ユ、細目1尺へ14日ヨリ20日ニ限ル、季節ハ各地方ノ慣ニヨル
19	肥シ取魚	此器機ハ巻漁同様ニシテ、4月より6月迄ニ限ル		
20	タタキ網	此器機8丈長網同様ニシテ、竹サヲニテ海中ヲタタキ、張網ニテ魚ヲ採ル、季節ハ4月ヨリ8月迄	たたき網	此漁ハ網長20間、幅10間、網目1尺ニ付10日ヲ用ユ、木アバヲ付ケ、棹ニテ海中ヲタタキ魚ヲトル
21	張網	此器機前同様ニシテ、潮ノ差引ヲ用ヒ、季節同断	はり網	此漁ハ網長30間、幅2間、網目8ツ目ニシテ、木アバ、土イヤ付ケ、汐ノ差引ニ用ユ
22	鱈網	此器機ハ同様ニシテ、網目ハ季節ニテ用ヒ、網長サ150間程、船2艘ヲ用ユ	ぼら網	此漁ハ網長200間、丈7間、網目大小、季節ニヨリ用ユ
23	砲魚	此漁ハ、該地ノ岩本ニ寄ル処ヲ水中ニムグリ、小刀ヲ以テ採ル事	あはひ取	此漁ハ水中ニムグリ、磯鉄ヲ以テトル
24	投網	此器機ハ、丈4尋丸サ経3尋、季節ハ4月ヨリ6月迄、其魚類ノ採ルニヨリ7月より10月迄限	なけ網	此漁ハ丈ケ5尋、七尋、季節無之使用ス
25	罾網	此漁具ハ、網長3間半、幅3間半、竹4本ヲ四方へ張り、ナンバン木ヲ以テ製シ、乗組1人、季節ハ8月ヨリ10月を限り、3月ヨリ4月中旬ヲ用ユ	よつで網	此漁具網長三間半、幅三間半、竹4本ヲ四方へ張り結付、ナンバン木ヲ以テ製ス、乗組1人又ハ2人乗ナリ、網ニ2種アリ、夏網・冬網ト唱フ、夏ハ芝海老、冬ハ白魚ヲ専漁トス、故ニ季節ナン
26	釣魚	此器機ハ、麻糸又ハテグスへ針ヲ附相用ヒ、季節ハ2月ヨリ10月迄ニ限リ、手釣サヲ釣ニテ、其漁具ヲ各種トス	つり漁	此器機ハ、麻糸又ハテグスへ針ヲツケ、鉛或ハ石ヲ以テ、錘リトナシ用ユ
27	鱶搔	此器機ハ木具ニシテ、長9尺位、サヲノ先ニ鉄ノカキヲ付、船又歩行ニテ用ユ	うなぎ漁	此器機ハ木具ニシテ長9尺ノ棹ノ先ニ、鉄ノカキヲ付ケ、船又ハ歩行ニテ用ユ、但シ、各地方ノ旧慣ニヨル



第7表 つづき

明治14年内湾組合漁業38職明細書			明治24年東京内湾漁業組合同規約38職(29条)	
No.	漁職の名称	捕魚採藻の季節並漁具漁法採藻ノ制限	漁職の名称	捕魚採藻の季節並漁具漁法採藻ノ制限
28	藻流網	此器機ハ、網目40節ヨリ35節ニシテ、小魚ヲ採ル、季節ハ10月ヨリ翌年5月ニ限ル	もながし網	此漁ハ網目1尺ニ付20日ヨリ30日ニシテ、小魚ヲ捕ル、季節ハ10月ヨリ翌年5月ヲ限ル 但、広目ヲ用ユル分ハ、其土地ニヨリ季節ナシ
29	鱈網	網長サ30尋、丈8尺、桐ノ木アバ付土イヤ付、網目2寸	さわら網	此漁ハ網長30尋、丈ケ8尺、木アバ及土イヤ付ケ、網目ハ2寸、季節ハ6月15日より、10月10日迄トス
30	海鼠漁	桁長サ2尺、同横1尺5寸、網袋長サ3尺、幅5尺、網罟網ヲ用網目4寸	なまこ網	此漁ハ桁長サ2尺ヨリ4尺ニシテ、網長3尺、幅2尺5寸、網ハ藁繩ニテ製シ、網目ハ4寸又ハ鉄サデハ4間ノ竹竿ヲツケ、掬ヒトル
31	三艘張網	網長サ30間、幅30間、桐ノ木アバ6寸間ニ付、縁麻ニテ、60尋2本朱呂網ニテ4本、網目44目	さむそう張網	此漁ハ網長50間、幅40間ニシテ、桐ノアバ100枚ヲツケ、漁夫30人ナリ
32	小晒網	此漁具ハ、網幅25尋、丈ケ6尺ヲ以テ、網5張ヲ用ヒ、季節ハ8月ヨリ12月迄ヲ限ル事	こざらし網	此漁ハ網長25尋、丈ケ1丈2尺ヲ以テ、網5張ヲ用ユ、季節ハ8月ヨリ12月迄ヲ限リトス
33	糠網	此漁具、太布網ヲ以船及歩行ニテ押ス、尤船ニテハゴザ一枚ヨリ不多用	こませうを網	此漁ハヌカ魚流シ網漁ト同シ
34	飛魚網	此器機ニシ貝ノ毀ヲ繩ニテ製シ、多クハ淵ノ上ヲ2人ニテ曳、陸ニ小間目ノ網ヲ張事	とびのうを漁	此漁ハ網長25間、アバ13間、イワ13間、即チ、12間ノヨセ丈4尺5寸、網目8ツ、1艘ニ付10張ヲ用ユ、漁夫2人乗ナリ
35	小貝桁	此器機ハ木具ニシテ、鉄ノ爪ヲ附ス、表桁長5尺、爪長6寸位、其先ニ網ノ袋ヲ附ル、尤、芝海老、赤貝、蛤等ヲ採ル	こかひけた漁	此器機ハ木具ニシテ鉄ノ爪ヲツケ、表桁長5尺、爪ノ長6寸、其先ニ鯨1尺ニ付18目ノ網袋ヲ付ス、季節1月ヨリ6月マテハ網目18目トシ、7月ヨリ9月マテハ網目8ツ目トス、10月ヨリ12月マテハ、網目18ヲ使用ス
36	糠魚流網	此器機ハ太布網ヲ用、多クハ肥ニ用ル小魚ヲ採ル	ぬかうを流し網	此漁ハ太布網ヲ以テ、船及ヒ歩行ニテ押ス、最モ船ニテハ、ゴザ帆長1丈2尺、幅6尺1枚ヨリ不多用
37	コロバン網	当時休業	ころばし網	此漁ハ網目鯨1尺ニ付、6月ヨリ9月マテ長4丈、幅1尺5寸ヲ三張合セテ使用ス、年中季節ナシ
38			あひご網	此漁ハ網長25間、丈1尺5寸、網目鯨1尺ニ付四ツ目、漁夫2人乗ナリ

明細書及び組合同規約より作成

を以て捕魚仕候儀……「小晒網ト相唱候網類ヲ専ら海口へ掛晒し捕魚候より内海へ入来候魚類漸々減少」のため「鴨居村其他へ及示談年々入魚中6月10日迄右小晒網掛晒シノ儀相止メ」ということなどあり、漁法により時期などの詳細を規定することが必要になった結果である。

この結末は明治14年6月9日「内湾組合漁業契約証」の第6条により「東京府第8398号御指令、神奈川県下小晒網差止方ノ儀ハ同県ニ於テ、来明治15年以降毎年1月1日ヨリ7月30日迄、悉皆禁止ノ旨久良岐、橋樹、三浦郡沿海村々へ達相成候条此旨可相心得事、右府県庁ヨリ御達ノ通遵守可致事、但シ、何職ニ不限鰯魚ノ害トナル漁業ハ決シテ致間敷候事」と規定した。

以来、明治16年12月に至り、神奈川県丙第103号布達を以て、「漁業ノ儀ハ可成従来ノ慣習ニ従ヒ取締可相立儀ニ有之就テハ自今一層注意ヲ加ヘ内海漁業者ノ相互ニ契約シタル38職外ノ漁業ニ従事セントスルモノハ予メ沿海浦村ニ於テ故障ノ有無取糺ノ上営業致様漁業者へ懇篤諭示致スヘシ此旨相達候事」<sup>11)</sup>となったわけである。

このような経過にあった38職の漁業を明治14年と明治24年の両時点に於て、その細目を比較してみれば第7表の如くである。この表から明治前期に於ける漁具及び漁法を把握することができる。

以上、明治前期に於ける漁具及び漁法を、漁業制度に立脚してきてきたわけであるが、この時期に於ける漁業生産用具は、材質変化、使用期間制限をのぞいては本質的に近世に於ける旧慣を継続してきたといえよう。ただ、鴨居浦に於ける漁業生産用具が前述38職中の如何なる漁法に包含されるかという点については今後さらに詳細にみる必要がある。上述、明治10年「漁業仕来り為取替証」の記録だけにたよれば、一本釣漁業（釣漁）4、延縄漁業（繩船獵）7、網漁業8、その他2という割合になり網漁業の8職は第6表に示した如くである。

- 注1) 羽原又吉「日本漁業経済史」中巻2 572頁 岩波書店  
 2) 織田完之・野口勝一「内湾漁制通考」木崎東一郎刊行 明治36年  
 3) 「品川区漁業集落調査報告書」より 東京都品川区教育委員会 昭和42年（旧藩時代漁業制度調査資料）  
 4)5) 鴨居漁業組合所蔵文書  
 6) 「内湾漁制通考」所収  
 7) 原 暉三「日本漁業権制度史論」215頁 北隆館 昭和23年  
 8) 三浦市松輪、藤平二郎家所蔵史料  
 9) 「内湾漁制通考」所収  
 10) 「品川区漁業集落調査報告書」より（内湾漁制通考参照）  
 11) 羽原又吉「日本漁業経済史」中巻2 584頁 岩波書店

#### 第4章 漁具の改良と変遷——特に蛸漁業について——

上述の漁具38職のうち、網漁具に関しては「日本水産捕採誌」<sup>1)</sup>に六人網、三艘張をはじめ詳細な報告がみられ、その他「日本民俗図誌」<sup>2)</sup>や「東京府管内水産図説」<sup>3)</sup>に於ても東京湾内漁業が図説されている。また最近では漁撈習俗調査報告書<sup>4)</sup>による旧廢、現行両漁具についての報告もみられる。

従って、本稿では漁具全般にわたり表面的な変遷についてみるのをさけ、鴨居村の漁業生産に於て中核をなした釣漁業（延縄及び一本釣漁業）を主に、さらに今回は蛸漁業に焦点をあわせ民俗資料との関連にて漁具の改良と変遷の足どりをみていこうとするものである。

また鴨居では釣漁業が漁業生産の伝統的な主軸になっているが、釣漁業は上述の如く組合規約により拘束された38職中に於て包括的にあつかわれてしまうきらいがある。したがって、殊更に釣漁業に関しては、その漁種、漁法を詳細にみていく必要があるといえよう。

明治28年度「水産物取調書」<sup>5)</sup>によれば、鴨居村に於ける蛸の漁獲高は5,500匹、1,100貫、

金額は 247 円 50 銭で、水揚額の面で第 4 位を占めている。

蛸漁業は沿岸零細漁業にもかかわらず漁業生産全体の中で主要漁業の位置にあることは神奈川県全体の漁業をみてもいえることである。やや時代に隔たりはあるが昭和 12 年「種類別水産価格」<sup>6)</sup>の中で、沿岸 30 種のうち第 14 位にランクされている。

然らば蛸漁業はこれまでどのような漁法と漁業技術にささえられてきたのであろうか。まず歴史的背景からみていきたい。

蛸漁業には「壺漁業」と「釣漁業」があることは周知の通りであるが、無論その他に、舳舳による船上からの突漁、裸潜水漁業による鉾突、蛸箱、延縄によるものもあるが、ここでは除外して最も鴨居で代表的におこなわれているものだけをあつかう。

江戸湾口にあつて鴨居周辺の海が蛸の好漁場であったことは「新編相模国風土記稿」の産物中に「章魚、走水村の海中最も多し、俗ニ是を三浦蛸と呼ぶ」と記載されていることから伺われる。このことから隣村の鴨居に於てもかなり水揚げがあったとみてよいだろう。

南関東に於ては元和 6 年「御膳御着帖」<sup>7)</sup>の 13 品中に「タコ五ハイ」とみえることから、元禄 8 年平野必大著になる「本朝食鑑」刊行以前より採取されていたことになる。

しかし、どのような方法で蛸を漁獲したかは不明である。

鴨居村に於ける蛸漁業は大きく「壺漁」と「曳釣漁」に分けることができる。

最初に「蛸壺漁」について及言すれば、鴨居村に於ては史料上、あまりみるべきものがない。鴨居の隣村隣地である久里浜、川間、浦賀、大津で明治 39 年「入漁登録漁業内訳」<sup>8)</sup>中に「蛸壺」漁をおこなっている記録が散見されるが、鴨居についてはみられない。

さらに「鴨居漁業種類別戸数」<sup>9)</sup>によっても、昭和 16 年より昭和 35 年までの間、「たこつぼ」漁はおこなわれておらず、昭和 37 年に至り「1 隻 2 人」という実数がみられるだけである。また聞き調査<sup>10)</sup>の結果、明治中期より蛸壺漁業がおこなわれたといわれるが定かでない。

我が国に於て蛸壺漁業が古くからおこなわれていることは宝暦 4 年版の「日本山海名物図会」に「たこを取にはたこ壺をいくつもつなにつけて、桐の木の切口をうけにつけて降置一日一夜過て引あぐればつぼの内たこ入居る也」と記述されているし、寛政 11 年「日本山海名産図会」にも「飯蛸をとるには赤螺の殻を使う」ことが記載され、「播州明石では磁壺または罎壺を使う」ことが明記されていることからわかる。

南関東に於ても「文政 9 年新規蛸瓶漁企候に付……」<sup>11)</sup>とあり、見物村、浜田村では 1 ケ年ノ内 8 月 9 月 10 月 3 ケ月之間舟数両村ニテ 15 艘瓶数 1 艘ニ付 80 宛惣数 1,200 は相稼可申筈……」<sup>12)</sup>とみえるところからも盛んにおこなわれていたと思われるし、三浦半島にても天保元年に毘沙門で「私共近年蛸壺漁業相始儀ニ付」<sup>13)</sup>という蛸壺漁業に関する史料をみることができる。

前述の如く蛸壺漁業は各地で伝統的ににおこなわれているが、然らば、如何なる理由により鴨居村に於ては蛸壺漁業が広くおこなわれなかったのか、まずその点を見極めてみたい。

以下、聞きによれば鴨居に於ても蛸壺漁を多少おこなっていたことはある。明治中期頃より使用したというが多くはなかった。その理由は蛸壺漁が鯛釣漁業の邪魔になること、あるいは江戸時代から釣漁業の伝統に維持された村である故、蛸も釣漁業により漁獲したと一般にいられている。

大正時代、鴨居三軒屋でおこなっていた蛸壺漁業は千葉県小久保で壺を購入したり北下浦の長沢より購入した。蛸は 10 月より 11 月頃になると可成り成長するため、その時期には大型の蛸壺を使った<sup>14)</sup>。

同じく大正の頃、蛸壺漁をはじめた家（屋号・お茶屋）があったが、潮流が速く「商売としてはだめだった」<sup>15)</sup>。また、「蛸壺は一本釣漁業のものには毒だった。」<sup>16)</sup>（適さない）とも言われるが、結局、鴨居村で蛸釣漁業が主流となり、蛸壺漁業が発達しなかった原因は、第 1 に東京湾口に位置

し、干潮時の潮流が特に速いこと、第2に蛸壺をいける場所（漁場）に岩礁が多いため、潮流による影響で破損する割合が多いこと、第3に潮流が速く、しかも「風波がはげしく壺が動揺するため漁獲が思わしくない」<sup>17)</sup> などによるものであったといえる。

蛇足ではあるが、鴨居で蛸壺漁業と同様、定置網が発達しなかった原因はやはり潮流の影響で、嘗て、潮流が速く、そのため定置網の綱が切れてしまったことさえあったといわれる。

以上の如く、蛸壺漁業は海岸地形及び海底地形並びに海況（潮流、風向など）の自然的条件により発達する要因が決定されていく。さらに鴨居村の場合、特別な歴史的社会的条件による結果として蛸釣漁業が特に発達しえる素地があったこともみのがせない。

更に、鴨居村の蛸壺漁業に関して付言すれば、昭和初期、軍部が千駄ヶ崎に堤防を築いて以後、潮流が変化し、久里浜、浦賀方面では以前より蛸壺漁業をおこなう条件に恵まれ、壺漁業者が増加した。また近時、東京電力火力発電所の建設に伴う大規模な埋立工事の結果、さらに潮流の変化をきたし、蛸壺漁業だけは可能になってきた。しかし、現在では蛸壺が改良（後述）されたため、潮流の問題だけでなく、餌の入手が可能であるかということも蛸壺漁を継続するための新しい条件になっている。

以上、みてきたように鴨居村に於ては、細やかながらも蛸壺漁業がおこなわれてきたわけであるが、次に「蛸壺」そのものの改良ならびに変遷についてふれてみたい。

明治中期以後、鴨居に於ては「土焼製蛸壺」が使用されてきたが、昭和 30, 31 年頃より「セメント製有蓋式蛸壺」にかわってきた。

土焼製蛸壺の形態は、製造先、あるいは時期により異なる。形態は地域差により多少異なるが本質的な相違はない。また時期的には春から夏にかけて蛸があまり成長していない時のものは比較的小型で、秋から冬にかけては蛸の成長にしたがって大型のものが使用されることは言うまでもない。

時代的な形態の変化をみるに、明治前期の蛸壺は円柱型で丈が低く、入口が大きいという特徴をもつのに対し、大正、昭和期になると、所謂「壺型」の中央がふくらんだ、入口の窄ったものが製造、使用されるようになった。しかし、これも一般的なことで地域により蛸壺製造業者個人によっても異なる。ただ昭和初期の蛸壺注文状<sup>18)</sup>（製造依頼の書簡）からもわかるように、大体、大型、中型、小型の三種類があり、この範囲に於て注文していることがわかる。

製造過程に於ては手造りやロクロ造りの区別があるが、最近まで手造りの伝統を守ってきた業者<sup>19)</sup>もいるため、製作方法からは一概に新旧の形態を判断できない。

だが、比較的新しい形態の特徴は壺の底に小孔（直径 1 cm～1.5 cm）が一つあけられたものがあらわれる。この種の蛸壺は細やかながら改良が加えられたものであるとみられよう。

小孔に関しては蛸が壺の「底に密着するとなかなか離れない。そこで適当な竹筒を小穴に当て、一息吹くと離れる（最新漁撈学、長棟暉久著）。また、千葉県安房郡の業者は、小孔から湯を注いで離しているという。富津で使用されているものは、小孔の大きさが他の地方よりやや小さい。これはつぼを海底に沈める時に底が上向きになるような場合、空気孔の役目をするのであって、無孔であると水压が強かかってつぼを破損することがある」<sup>20)</sup> と報告している。

蛸壺底の小孔は上述の役割を果すことは無論含まれているが、壺を沈める場合、空気孔として、あるいは蛸壺（この場合は幹繩や枝繩）を引揚げて乾す時、壺の底に海水が溜まらないように工夫したのもあろう。

鴨居に於て使用されていた蛸壺は上述の如く、市内長沢より購入したのが多いようで、大型のもので丈 34 cm、口径 17 cm、壺の最大直径（外径）20 cm である。壺の口をしぼる枝繩は藁材（繩）を使用（太さ 1 cm、長さ約 2 m）、幹繩にも以前は藁繩を使用した。幹繩は昭和 27～8 年頃より

マグロ延縄用の綱に変わった。また一延に約 30 個の蛸壺をつけた<sup>21)</sup>。

蛸壺は昭和 30 年頃より「セメント製有蓋式蛸壺」（通称、ネズミ取り式改良蛸壺）が普及するに及んで、土焼製蛸壺はしだいに姿を消しはじめた。

この改良蛸壺は昭和 26 年頃から産卵用のタコ壺と共に約 30 個を観音崎周辺の漁場に仕掛けて研究してきたもので、29 年頃から従来の倍以上の漁獲があるようになり、その後急速に全国へ普及した。このセメント製有蓋蛸壺に関する詳細は「東京内湾及び外湾漁撈習俗調査報告書」にゆずりたい。

次に「蛸曳釣漁業」についてふれたい。蛸釣漁業は岩礁地帯において発達するのが一般的だが鴨居村で蛸釣が特徴的におこなわれてきた理由は上述の如くであった。

蛸を釣りによって漁獲する方法も壺漁と同じく古文献、あるいは文書に散見され、江戸時代より可成り盛に各地でおこなわれてきた漁法であり、漁具も当時に比較して、現在まであまり大きな変遷はみられない。

南関東では安永 7 年に「蛸釣船運上之儀ハ遠国共忝艘分錢二百文宛取来リ申候尤宿ヲ以届来リ候……」<sup>22)</sup>とみえる。

また、前述の寛政 11 年「日本山海名産図会」によれば伊予長浜では蛸を「スイチョウ」と呼ぶ道具をもって取るとして蛸釣の方法を伝えている。

すなわち、「スイチョウとは四寸に六寸許の小片板の表の端に釣を二つ付け、表にズ蟹の甲をばなし足許をのこし石を添えて二所苧にて括りたるを三ツ許長四五十尋の苧糸に附て水中に投ずれば蛸は蟹の肉を喰わんとし板の上に乗るを手ごたえとしてひきあぐるに、岸近く或は水際などに至りて驚き逃んと欲して、かの釣にかかるなり」と説明し操業絵図をそえている。

ここでは石の錘を使用しているが、蛸釣具にはそれ以前の享保 8 年、すでに鉄錘が多く使用されていた。このことは「鉄錘が多く用いられしことは河羨録所載の蛸釣具図にも示されている」<sup>23)</sup> という記載からも裏打ちできよう。

錘に石錘を使うか、鉄錘を使用するかは渋沢氏が指摘するごとく「大きな石は上げ降しも水の抵抗その他で容易ではない。できるなら石錘は小型にして重い材料に替えられて行く順序となる。鉄は錆びる欠点以外には石よりも有効であるが、工作に不便な点はかえつて適宜の大きさを選定しうる石には及ばない」のである。この石錘と鉄錘との欠点と補うことのできるものとして鉛材料の錘が出現し、各地に広まった。

鴨居に於ては大正以後まで石錘を使用してきたものもある。

また蛸釣具のテラは現在でも檜または竹材を使用しているが、竹材を使用しての道具もまた古くからあるといえる。即ち、寛政年間に書かれた紀行文中に「門司の浦の漁家の前に釣の糸を干たるを見るに竹をわりて二つとなし其末は開き本はつづきて末の方に釣一つづつを着く。其竹の裏に小きアワビの貝を結つけ、板を挟み、其中に小石を込めて錘となしたり。是は何釣なりと云ふ。此具は如何にすると聞くに、釣らんとする時魚の腸を貝の上に覆ひ海に沈め舟もて曳ゆけば蛸肉を追ひてむさぼり抱きぬるを糸を引き釣上るなりと答ふ」<sup>24)</sup>とみえる。このことから蛸釣具は形態、材質ともにそれほどの変遷はないようにもみうけられる。

しかし、詳細にみるならば、鴨居に於ける蛸釣具は次の三段階による変遷の過程があったとみられる。

その第 1 は、竹を材料としてテラに二本の針釣をつけ、石錘を使用していた段階。この段階に於てはテラの末端を括れるように削り、そこに麻糸または木綿の幹糸を縛る。(写真 1, 2 参照)

第 2 は、石錘に変わり、鉄錘または鉛錘を使用するようになった段階。鴨居では石錘が大正時代以後も使用されたが、それ以前から金属製の錘も併用されていた。これらの錘は第 1 の場合と同じ

くテラに固く固定されている。(写真3, 4, 5 参照)

第3は、鉛錘(重さ約30匁)をテラに固定せず、海底をひきずるようにすりながら錘自体も動くように錘の一端だけをテラに取付けるように工夫したものである。(写真6参照)

蛸釣具も使用する時期により、蛸の大きさにあわせて大小様々であるが、大型のもので全長約17cm、小型のものは全長約15cmほど。大きさにより針鉤や錘りが全体的に比例して異なる。

第1の石錘は大型のもので直径11cm、高さ3.5cm、小型のもので直径9cm、高さ3cm。硬質の砂岩が鴨居では材料になっていた。(重さ大型560グラム、小型のもの420グラム)。(写真1, 2参照)

また、第2, 第3にみられる金属製(鉛材)錘は針鉤の部分と同じように自家製である。原材料は主に浦賀より購入した。鉛錘も漁場により異なり、深場では重いものが使用され20尋から30尋ぐらゐの場所では40匁ほどのものが、それより浅い場所では30匁ほどの錘を使ったが、これには個人差もあり一様でない。

このようにみえてくると鴨居村に於ける蛸曳釣漁具(地元では蛸道具という)が上述三段階の改良の後、今日に至ったようにみられがちだが、それは決して一般的とまでは言えない。確かに変遷の過程はあつたが、個人的な差もあり、例えば赤穂重蔵氏<sup>25)</sup>の事例をあげれば、「石錘を使用したのは明治39年から明治のおわりまでで、テラは樫材を使い末端の括れた部分に麻糸を縛つたと」いい、鴨居では石錘を「カタイン」と呼んでいた。赤穂氏は竹材のテラを最近になつて使用し、明治、大正の頃は樫材だけを使った」という。

蛸曳釣具の製作は、テラの末端にまるみを付けることが肝要で、この幹繩を縛りつける部分の造りかたいかんで海底の根にかかってしまうことが多い。

和船時代は潮流にあわせて櫓を漕ぎながら「潮流し」をして、海底の潮の速さにあうような曳き方をした。蛸釣りは地先の漁場(第1図参照)をはじめ、東京湾内の第2海堡から第3海堡にかけての岩場やガラと呼ばれる牡蠣の多い海底でおこなつた。

以上、蛸釣漁具の改良と変遷についてみてきたが、特に蛸曳釣具にあつては聞書だけにとどまらず、今後、材質、製作技術の面よりその改良、変遷の足どりをみることに、あるいは、釣具の使用機能上よりみた分類をおこなっていく方が民具研究の上からは有効であろうと思われる。

また、上述の改良、変遷からみて、所謂「三浦蛸」は蛸壺漁法によつたものではなく、蛸曳釣漁法(蛸釣)によつて漁獲されたものであつたとみてよいだろう。漁獲方法については具体的史料に欠けるが、これは最初にふれた如く有形民俗資料をとおして過去を具体的なものにするための試論でもあつた。

さらに、蛸漁業をみていく場合、当然のことながら副漁具についてもふれなければならないが、カギ、スバル、ネハズシ(ネオコシ)、イトマキ(ワク)、そのほか餌のことは別稿にゆずりたい。また漁具の製作方法、使用技術の伝承などについてもさらに詳細にみていく必要がある。

はじめに述べたように、本稿では数多くの生産用具についてみることはできなかった。しかし、のこされた農業その他の問題を含めて継続してみていく所存である。

なお、本稿における執筆は、はじめに・第1章・第3章・第4章—田辺 悟、第2章—辻井善弥が分担した。

- 注 1) 農商務省水産局「日本水産捕採誌」大正元年  
2) 本山桂山著「日本民俗図誌」第 15 冊漁撈篇 東京堂版 昭和 18 年  
3) 「東京府管内水産図説」桜田勝徳氏のご教示による  
4) 「東京内湾漁撈習俗調査報告書」「東京外湾漁撈習俗調査報告書」神奈川県教育委員会「東京湾の漁撈と人生」千葉県民俗調査団 隣人社 昭和 42 年  
5) 鴨居漁業協同組合所蔵文書  
6) 「神奈川ノ水産」昭和 14 年刊 神奈川県水産会  
7) 岸上鎌吉「安房郡水産沿革史」安房郡水産組合 7 頁「上総国東金御殿工御成御膳御肴帖」より  
8) 鴨居漁業協同組合所蔵文書  
9) 「東京外湾漁撈習俗調査報告書」神奈川県教育委員会 65 頁 1969 年  
10) 前掲書 113 頁  
11)12) 岸上鎌吉「安房郡水産沿革史」135 頁  
13) 三浦市松輪藤平二郎家所蔵文書  
14) 鴨居三軒屋 石井石次郎氏 明治 39 年 1 月 23 日生 (聞書)  
15) 鴨居漁業協同組合 石田保氏 (聞書)  
16) 鴨居 丸茂優氏 (聞書)  
17) 水産講座 (5)「漁業編」40 頁 大日本水産会刊 昭和 28 年  
18) 横須賀市長沢 280, 高橋良雄宅宛への蛸壺製造依頼状  
19) 愛知県常滑市 亀岡弥平太氏 (蛸壺製造販売) は昭和 37 年まで蛸壺を手造りで 1 日約 100 個をつくり、全国的に販売した。  
20) 千葉県立富津海洋資料館「館報第 1 号」16 頁 昭和 42 年  
21) 「東京外湾漁撈習俗調査報告書」127 頁  
22) 「安房郡水産沿革史」83 頁  
23) 渋沢敬三「明治前期日本漁業技術史」123 頁 日本学士院編 昭和 34 年  
24) 「門司市史」177 頁 前掲書 39 頁参照  
25) 鴨居協方 赤穂重蔵氏 明治 19 年 12 月 15 日生 (聞書)

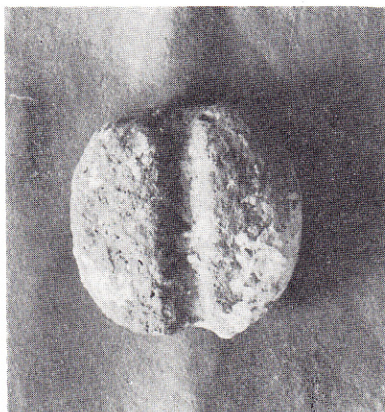


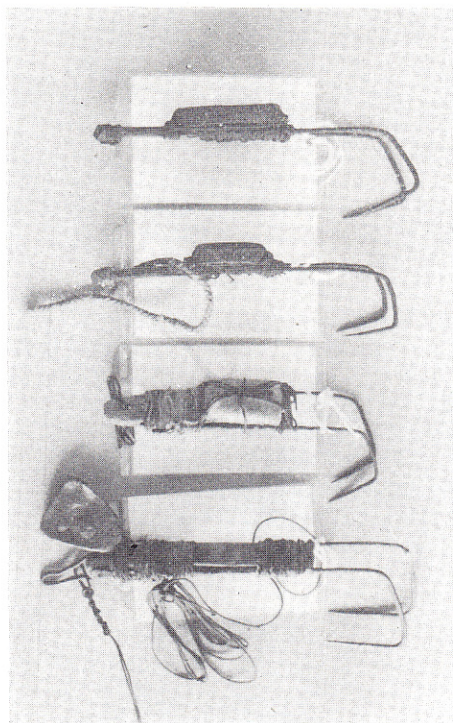
写真1 蛸道具の石オモリ, 420グラム, 縦 9 cm



写真2 蛸道具のオモリ (大型), 560グラム, 縦 11 cm

鴨居の蛸釣具を主とした漁具

横須賀市博物館所蔵



蛸道具4種, 上より A, B, C, D

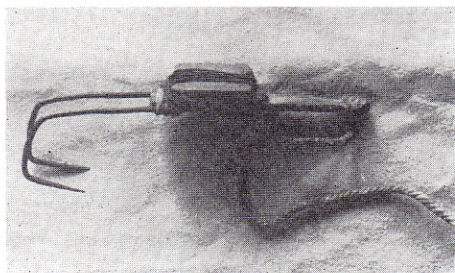
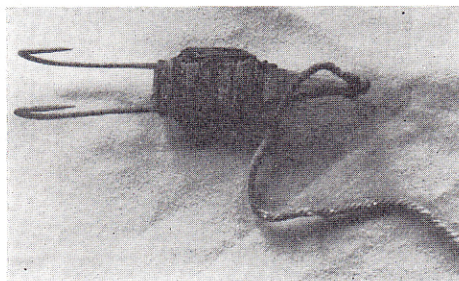


写真3 蛸道具B, 全長 17 cm, 鉛錘を使用



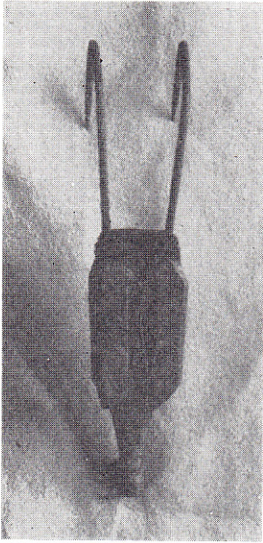


写真4 蛸道具A, 鉛錘使用。全長 18 cm

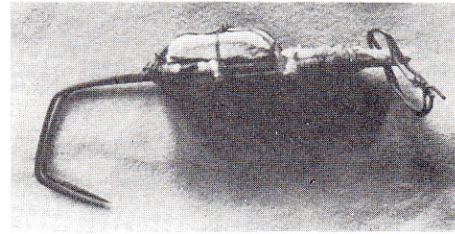
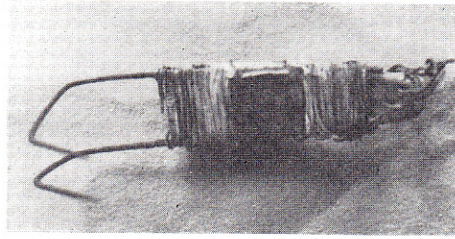


写真5 蛸道具C, 鉛錘使用全長 15.5 cm

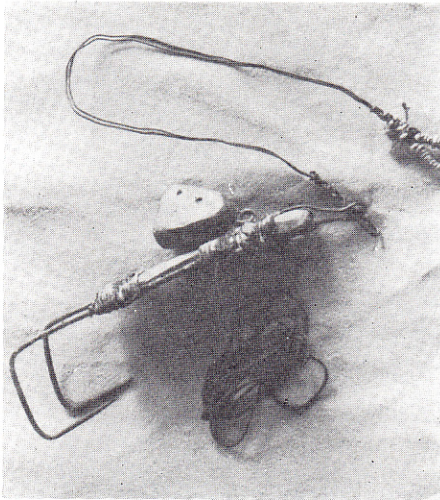
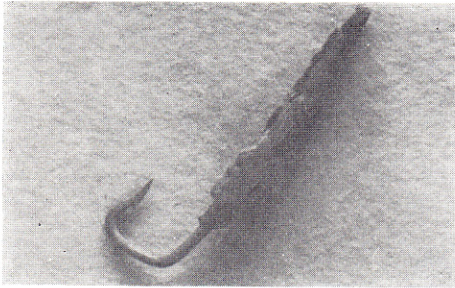


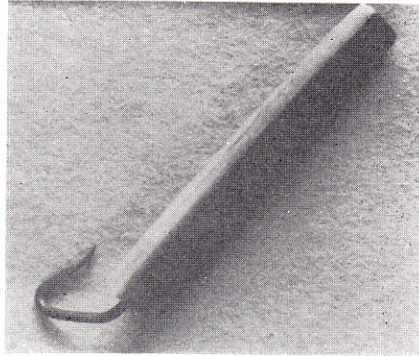
写真6 蛸道具D, 鉛錘は固定されていない。全長 19 cm



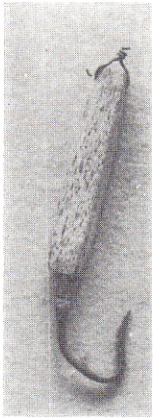
ネズミ取り式有蓋蛸壺 (セメント製)



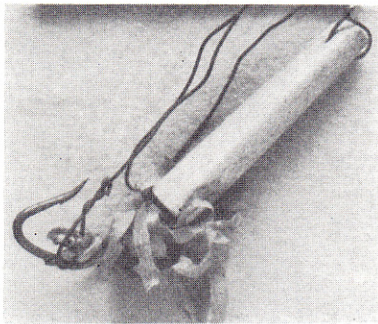
サワラズノ, 全長 9 cm



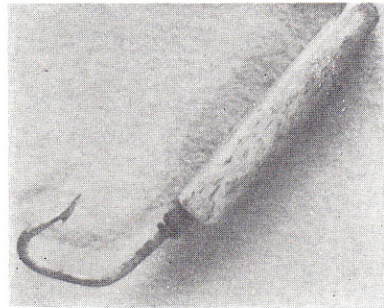
サワラズノ, 全長 12 cm



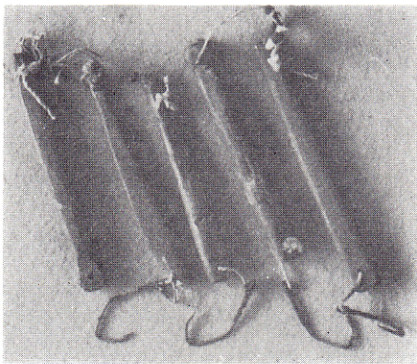
サワラズノ  
材質は鯨の骨,  
全長 11 cm



サワラズノ, 材質カジキのハナ,  
全長 12 cm



サワラズノ, 全長 12 cm



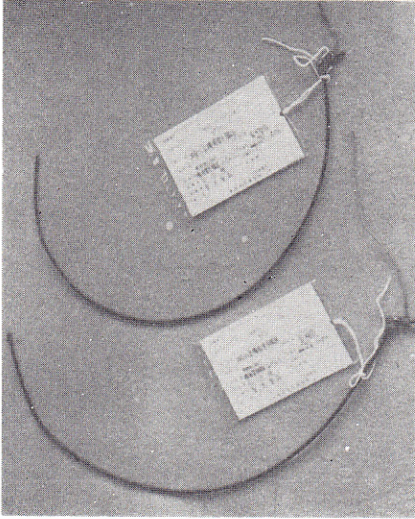
サバナバリ, 全長 11 cm



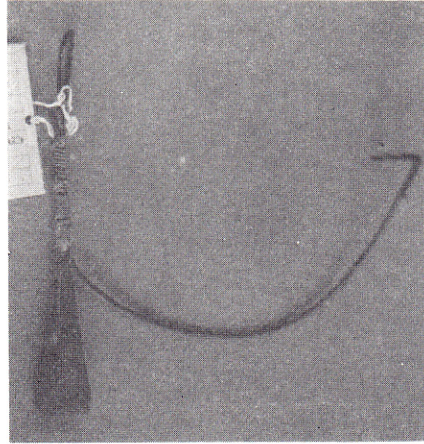
大鯨釣鉤, 全長 8 cm



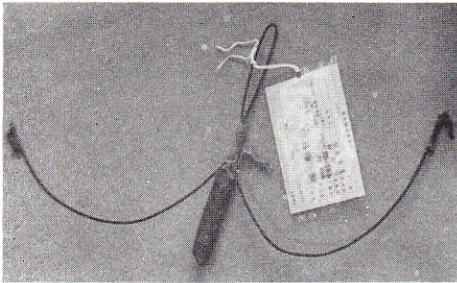
モリ, 全長 10 cm    モリ, 全長 9 cm



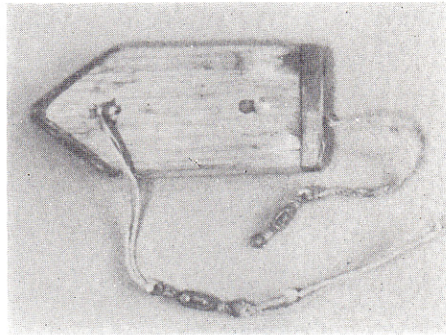
ビン 半径 25 cm



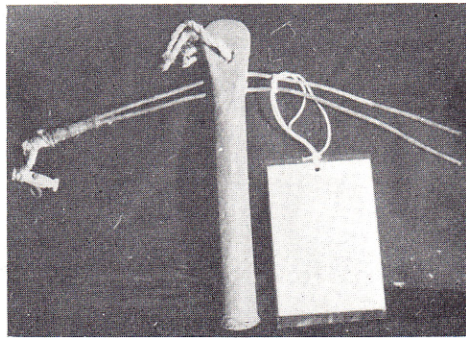
ビン 半径 23 cm, 丈 19 cm



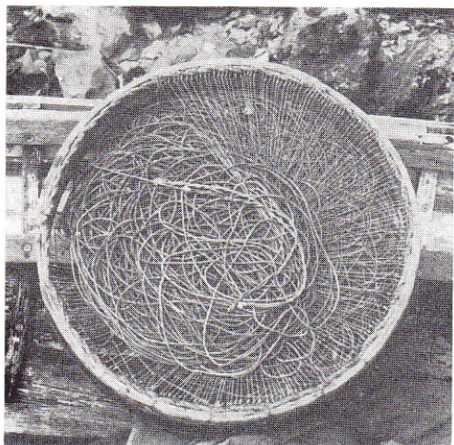
ビン 半径 24 cm  
オモリまでの丈 21 cm



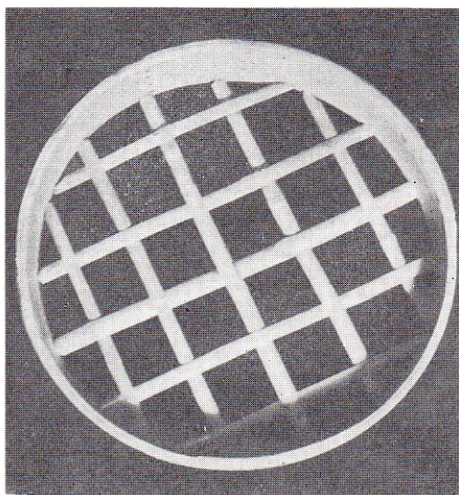
ヒッパリ 岡田三之助氏旧蔵  
長さ 11 cm, 横幅 4.5 cm



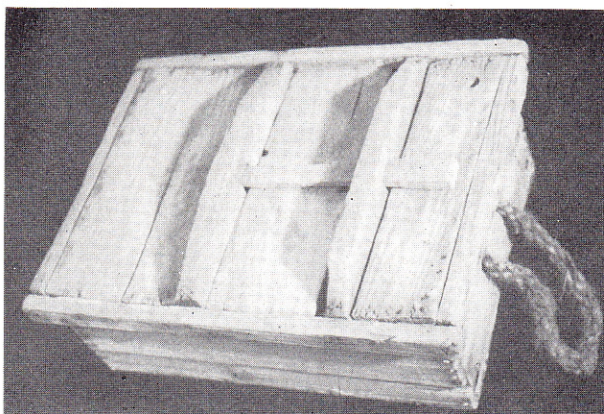
ハブ釣り道具 鉛錘の丈 21 cm, 横 30 cm



ナワバチ 直径 43 cm



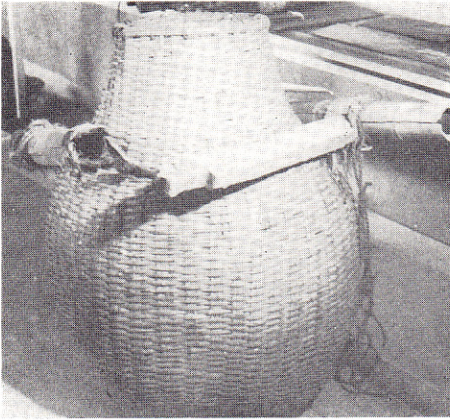
ナワバチ 直径 46 cm



蛸舟 高さ 17 cm, 横 36 cm, 長さ 49 cm



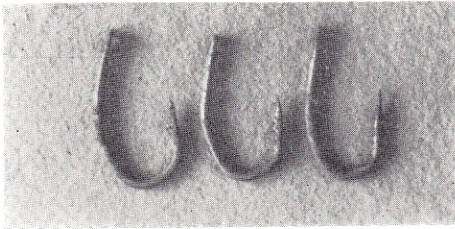
チゲ箱 高さ 21 cm, 横 22 cm, 長さ 39 cm



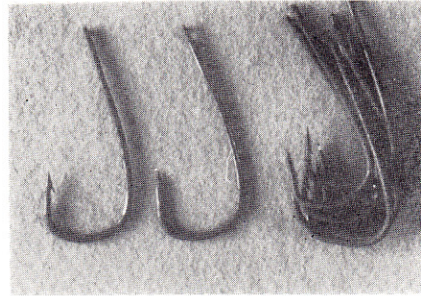
生簍 (餌の烏賊を入れる)  
入口径 35 cm, 高さ 93 cm



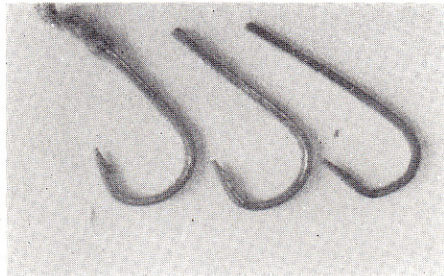
ホビツ 直径 54 cm, 高さ 40 cm



ブリ釣鉤 (小釣用) 全長 4.5 cm



アカ鯛釣鉤 全長 6 cm



イシナギ釣鉤 全長 8 cm

なお、写真撮影は横須賀市博物館の柴田敏隆、蟹江康光、林公義の各氏に協力していただいた。末筆ながら、あらためてお礼を申しあげたい。

(注) 写真にみえる整理表は漁具に直接関係するものではない。